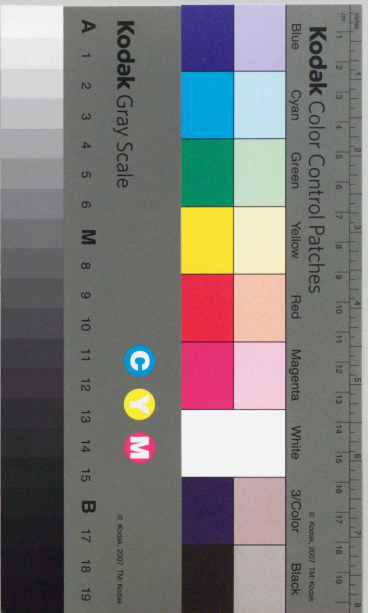


改三河後風土記

廿四

卷之四

第 四  
冊  
210  
ナ  
1-24A



改正三河復風土記卷第四拾四

目錄

天正十六年戊子

- 一 聚樂河幸用意之事
- 一 河幸討諸大名盟誓之事
- 一 京使小田原之消息之事

同十七年己丑

- 一 小田原証成濫觴之事
- 一 秀右公傳目遣責小隊父子之事

同十八年庚寅

- 一 小田原城中軍議之事
- 一 山中並山翁增用意之事



A210

1-24A

一 小田原勢持口配分之事  
一 長九石市上落付 関白如陣之事

改正三河権風古記卷第四拾四

吾樂引率用意之事

天正十六年戊子 台徳公は正徳下  
可罪ら係是正月廿七日 関白大政有  
豊后秀吉公は九州二橋己より平均  
関八州を疎くは皆皆掃く掃 威風  
凛冽 耀も事 全相庭重恩の故不  
可もは 皇家と事敬重くはははは  
しと 廠之意をも 威風天恩と謝  
有り 幸も天下の諸大名を 集  
天威を交之 誓盟を於 子孫長之

計畧をねきつやと思ふ迄は宝町  
將軍家芳獨を拜し天下後世小  
盛名大譽を致さむと奏す及り色  
事尚當今は天正十一年十一月廿五日暮  
十六歳に萬葉の天位に即せり小  
陽光院の冲子に父の宮早く先代  
は皇祖正親町院白皇統をうけつる  
うの重徳いみしき事なりさき度  
殿下一昭天正十三年の暮より内侍  
所御攝造せしむ四方二千歩の園の地  
石垣山の如く映抱洞窟の弓樓飛閣

金甍珠簾日影よりやきと雕塔の  
玉虎融風に嘯金剛は瑞雲に墻  
天下の宝玉奇貨を積貯珍木名産を  
徳政に秦の始皇の阿房漢の孝武の  
走幸も是よは色いと目と珍も  
結陣大海の華乗と極きり於大坂  
よりは大船数百艘泊りしむ  
金銀  
博敷珍宝奇玩散と沿ふに運漕  
甲の車云右両役吏千人の定しむ  
道とさりあるに持運し奉り  
殊文備の山所は松皮草端の向奥より

於壁画棟河よりと耀くをりなり  
危上の舞臺左右の樂座後宮氷巻  
捲座諸局百工心と陣丹為巧とを世  
目訓きぬ事と元年別ゆるいとせと  
世人驚るのみならず抑け幸昔関白  
家の別は先般多しとて今も今般六  
小山敷魚水五年室町殿氷亨九年  
乃海とを遊まんといふ事と 乱世  
お懐き何変も廢も才多々もは風聲  
牛車への制方と今般知との者けはふ  
とる珍家華族の況區く

争海文は止時なり一筆田徳岳院意  
をり一諸家の記録と披索一  
有職故実の達者を集る紙を折中し  
例くそ首は去天正十五年十二月の未小  
及ひ室のぬ飾と強府の度と  
善く用意せしむる一乃幸の紙注を  
例く治定せられぬ今幸は是れ乃幸  
中例く一甚耐よは

徳川殿と治定と一との事一  
徳川家も一は曠世の盛典と  
善天のり一胡恩と世の者冥加の

必上居結る一若又何事一とて  
終下は侍へき事一以は力哉一  
片々由つる一と一以道若くは一  
とは侍一と一宗部一は臨陽路  
終せく日付の勅文を奉へむ卯月  
十日迄一と一勅を一と一是ハ驛府一  
又中村或部中捕山使一と一仍幸日付  
に定りぬ急く上は治の事一と一  
仍返らぬ一と一と一

神君も一と一早一と一以務世を懸らる一  
大納言中務の事一以は宗隆も宗隆  
又一と一是ハ宗隆も宗隆  
三月朔日驛府

と後與一と一以は丹伊三郎中捕  
由の由中勢立捕柳原或部中捕  
平岩七中捕觀吉中多量治中廣孝と  
始一と一以徳家の健士若干休一  
たり四月十日中入治一と一古是は  
大に悦みし増多登芋頭水路小童小  
天月羽帝並抄未天下の名物と糖菓  
三千倍流一と一と一と一十九又舞樂  
一と一由一と一管通限一と一仍幸以前  
井伊三郎中捕由段大沢三郎中捕  
古は位下の一と一仍返り叙任一と一酒井

兵部忠也右左衛門守亮とあり 大原新御  
忠清少輔左衛門守亮とあり 奉安七の御親告  
る中此よりあり 是御長次御長盛内膳正  
とあり 牧時新少御長成右馬允と  
あり 香居坊少御忠俊左衛門守亮とあり  
菱沼小大膳定利大膳亮とあり 大原新御  
とあり 御中御多廣者も豊後守と稱  
せしとあり 叙者此の如く許さる  
とあり

坊舎坊舎基業  
坊舎化地考

行幸の諸大名盟誓之事

己巳行幸は 天正十六年 甲子宮とあり

一は當日禁庭を奉引職事悉具  
一は中を奏せしむ

至上後陽成院  
神周仁南殿より出御あり 御代は

麴塵と云ふ長檜の後延延延延

関白少輔を執持し 陸奥以及内と

御心聞司の奏給へ 奏末例の如く

御下向とあり 一は御若の由と告

り 一は御代は 中將慶親相持少輔サツ草鞋ハ

以中兵完房相持風華と少膳の間は

系と左右の大將少輔以下例の如く

勤らるは 是御門とあり 一は親町と西へ粟米

十子回々宮内國の武士六千人入  
 禊に烏帽子をさへて髪皮太刀を執る道に  
 吏に浮居る所を和々清々といふ  
 卯月の空晴酒り瑞風惠日目をさき  
 祥と以ふべかり行列の一番に烏帽子  
 若の侍百人二列に列せ其下は玉座准后  
 女侍の行樂を始とて大典始局句節  
 内侍亦凡率樂を拾余丁皆下衆以り  
 所興副百余人口依の童妾を流石  
 又々々花や起きりて後少く下々  
 御樂々々々々々々々々々々々々々々々  
 八條御親王  
 和仁親王

沙方伏見中務卿邦良親王後少九條  
 右大臣兼左大臣一條大臣内基公三條大臣  
 昭宣公菊亭右大臣晴季公徳大寺内大臣  
 公能公茂為井大臣公雅春卿口内大臣公遠江  
 勅修寺大臣公晴豊卿大炊内大臣公遠江  
 中山大臣公親經卿白河神祇伯雅朝王  
 等各隨身烏帽子烏馬副布衣の  
 雜多呈持束と具を呈進九八高小  
 右宮の侍秀也松末坊住宗隆治泉坊住  
 為親正親四少将季康柳原宮内侍藤  
 資淳甘露寺持舟経遠勅修寺持舟



光堂去所門左馬助久脩氏郊紳傳從  
其次施某院傳從季隆樞中將實勝  
西洞院左某傳時慶右八唐樞去才任面  
爲人或却大丞秀賢阿時傳從實政冷泉  
傳從爲將吉田傳從兼治大將傳從綱光  
唐樞傳從德光慶田傳從重定烏丸  
傳從光廣日池年資勝葉重祐人并  
賴宣三條少將實條亦過左馬以充仲  
五條大內紀爲良少也出番次將左八圓  
少將基繼六條中將有親口過中將季德  
右八源少將少隆實水三瀬少將氏成

亦爲井中將雅繼二幼也到其其次  
貫首万里小路以并充房中山以中將  
慶親其次也大將左八重司大内公經房卿  
酒才爲帽子若布衣馬副雅也並持右左  
右八西園寺大内公實益卿傳者上上回  
其次也給人路之人安城樂之奏也其次  
不風聲茶後駕輿下也六條外紀  
史已下及人右尾經也中後八出番外  
信尹公切張基隆神傳者布衣侍爲帽子若  
隨身雜色並持信少也織田內有經公  
從者上上回一少也烏丸大内公光宣卿

日神新大御公輝 寶卿 之我大御公致御  
駿河大御公家康卿 大和御公新 長卿  
持明院中御公基孝公倉田中御公重道卿  
正親町中御公晴 季秀卿 康福中御公  
兼備卿 隆城中御公盛 長卿 道江中御公  
秀次卿 菊亭 三徑中御 季持卿 苑山院  
宰相家親卿 三條宰相公仲卿 吉田  
右大臣德重卿 言倉右大臣 永春卿  
備前宰相秀家卿 知事 甚次 関白  
太政大臣秀吉公宗 粟茶屋右馬二行  
列左大臣增田左大臣 福永右馬助長卿

右大臣尉加茂左馬助古田三郎 右衛門督  
内膳正早門之馬助池田備中右衛門  
高書物中門武部右兵衛丹波守之田  
豐後守山中右衛門尉助吉田左衛門 以前田  
右衛門 安成院守 一柳鐵後守 平池  
大膳助 藤口 伯耆守 毛利 北守 藤外  
采女正 森紀 右衛門尉石川 右衛門 栗林  
深正忠中門 森右衛門 宮外 肥前守 本下  
備中守 市橋 右衛門 左衛門 大膳守 生駒  
之助 以 濃多 掃部 以 天地 豐後守 尾守  
宮内少輔 右衛門 聖旨 大膳 左衛門 芝山 監物

稻系多摩川富田右近衛監光神健馬也  
右付石田沼部少輔大吾刑部少輔山崎右衛門  
行相之孫正徳坂中務少輔佐後隠岐守  
行相東市正生約成理尾服部工佐也  
高留石見守岩副内守田中石見也  
石川備前守石田隠岐守山本播磨也  
石川伊賀守松浦淡路守前田若狭守  
寺尾歌中守村上國房守青山伊賀守  
川石右近衛監山崎志摩守垣屋隠岐守  
南條伊賀守河尻肥前守畠山飛也  
牧鹿之部少輔古田御部正列所之也

新石橋河守栗山佐藤守輝至土居彦  
板垣右衛門清田真人正木村常陸守  
之次之新色之守人其次之随守六人  
胡籙弓之長也右付表氏部左衛門村  
形守本下右衛門右付菅面之守也  
中務右衛門尉降中甲斐守其次之布衣侍  
胡籙<sup>十</sup>鎌<sup>十</sup>一<sup>十</sup>之<sup>十</sup>行<sup>十</sup>日<sup>十</sup>列<sup>十</sup>也<sup>十</sup>右<sup>十</sup>付<sup>十</sup>一<sup>十</sup>柳  
右近衛守中付石田重光右付山本佐治也  
其次之率智の牛二匹榻持常持二人  
牛童五人髪之下眉之儀り赤代水干哉  
若一牛下皮紅緒之雜物一者也

帯巾半面と布角を合編を以て  
すなり 浦黄の京留を紅編に以て行  
きり 是は古例に於て事とす  
風流に没らるゝと云ふ所は車川  
留將笠の烏帽子為五人之小列を  
加せ少將利衣安濃津に於て色丹波少將  
秀治之河少將秀康織田信長秀信  
合吉信長秀秋少將信長

侍従

畿康長若川東郷 信長秀一 堀小左  
信長秀政 池田政軍 信長輝政 蒲生村勝  
侍従氏郷 丹波村任 信長長重 福系 若根

信長貞通 大友豊後 信長義統 尚丹  
伊賀信長 室次 喪金山 侍従忠政 井伊  
信長正政 細川丹波 信長忠興 毛利河内  
侍従秀頼 織田信長 長益 茶田 織田信長  
利長 蜂屋 教賢 信長 賴隆 京極 信長 高次  
木下 龍時 信長 脇 信長 我部 信長 池元 親  
馬上 信長 寺 各布衣 信長 烏帽子 若  
馬副 信長 持 信長 信長 陪 信長 蒙 八重 殿  
也 一日 晴 八 晴 采 信長 五色 玉 四 射 八 花 鳥  
唐織物 錦 浮織物 紫 文 浮 文 纏 花 目 心  
以 也 玉 古 方 寸 寸 衣 巾 紫 八 色 目 日 新 玉

白ひく三春の春は花就回乃秋の  
紅葉をこゝれ交た人根は優美華靡  
たとへん方と相一裁内道中の都鄙の  
男女老幼を分たを行幸の道小治  
くく汝く事侍こ風聲中車交小  
玉世終へ付右大臣晴季公以兼を獨  
ちく之上下をせり付万里小治の以并  
左房以治を以く更へ成せも侍上意初  
殿上人皆使臣の事くくく殿下以是の  
門をくく能なく殿上へ海路の御座よ  
若せのく付以治をたみ持く御茶小

云くくく治氣をとりて退りく次下  
殿上紫衣改り殿下又ありくは各  
若座り 皇上の以配贈付以親四の  
三條宰相中將公仲卿はくく海つら  
次く六宮も付勅使も右少弁光豊次  
園白竹園掾家信美大臣もは西園院  
右大臣佐時慶五條左大臣記為良口过  
左中將季滿花多井左中將雅純六條  
左中將有親精本左中將安勝寺右馬  
元仲なり月卿の配贈は水色濃  
少將氏成右中門左馬助久修口隆少將

隆憲富山所女等の依乘虫ホと初々  
初耕ハ山登下り山氣多あり二耕ハ  
天皇天酌六耕ハ盆香盆七耕ハ  
山氣と直てをらる取ハ山着草ゆ金銀  
ハ山花蓬菜の湯ハ鶺鴒の鬚を  
契り松竹の掃ハ草ハ千世万世と  
流奉り山雨宴酣ハ西庇の山麓を  
掲色付危ハヤリ水流流く樹干迫く  
魚の鱗ハ花も面白く木ハ梢  
若葉の緑深く葉も青く葉ハ一本  
二本咲残りたる風ハ葉もも

一きハ春の名蹟春ハ音ハ声ハ老  
也ハもつち也ハ岸ハ山吹の露を  
会ハ河ハ杜若也ハりの色深く波ハ  
宮ハささ木ハ丸ハ漢帝ハ上林苑  
唐皇ハ驪山宮ハ風系ハ是ハ内也ハ  
人ハ真ハ燈ハ籠ハ夏ハ日ハ倒ハ  
草ハ山ハ音ハ洞山ハ峯ハ月花也ハ  
白ハおきハ  
此良夜といハとあ証させハいハり  
因ハ山氣多ハ何れハ山麓を燈ハ  
一番ハ五帝樂二番ハ郢曲三番ハ太平樂

筆は 之即上の西宮他より是れ  
一條の右府に過大納言之庭田中納言に  
中納言吉井中將と筆をわく琵琶八  
伏見中宮之菊亭右府に過中將  
室は太炊の太納言伯三に過中將  
再發声は即左納言持明院中納言に  
右馬代

德是北倉橋葉陰二改尊尚南面松花色十回

川返 此句と詠詠を何れも妙なる  
酒の中心も 之の口尻音跡更優小  
氣よく 殿下も感懐と陰陰を以て風月

涼く雲晴海り秋よりもさや幸此月は  
砂より音々と沈海の心遊一果く心遊に  
可海くひ四り就歌跡よりささ  
り 若きは殿下と始可くくさみさ  
夜とやうく更れよと殿下退て夜寂  
り入流の毎夜の夜のお海りの口波  
又急もいそ心とささぬ聖朝の上達神  
とく海り果て胡波の心遊は  
三日の口波と定らさく敷きあは  
踏更りさささく口尻色跡を八折敷に  
以遊一果より及んぬり殿下雲階川

乃流絶也 亦兼了 榮治ノ人 吏在計ら 宅  
治ノ洛中 地子 悉く 東代ノ之ニ 相違  
有之 廳勢トシテ 禁中ノ納心トシ  
空ら 其合條ノ文ト云

猶今有 聖樂ノ年 京中 浪地子  
六十五百二十 西余 為禁中 四郡 不  
奉進 之ニ 米地子 八百石 之月 音石  
院ノ法 不ノ進 之ニ 五百石 関白 領  
六宮ノ進 之ニ 洛中 地子 米錢 五  
寺進 勅ノ次 諸公 家法 門 跡 於 所  
言 傳 郡 八千石 以 列 儀 之 米 千 合 既 之

自代ニ 在 之 公 之 中 為 殿 惠 之 年  
言 何 何 忠 勅 之 後 之 州 也

天字六年 外月 十音 秀吉

菊亭 殿

勅 仰 者 殿

中山 殿

又 神君 之 始 佐 雄 利 家 秀 次 秀 家 亦  
少 之 倫 命 之 也 之 聖 書 之 朝 也 一 之  
之 余 或 拾 余 人 之 法 大 名 之 聖 書 也  
奉 之 一 之 其 聖 書 也  
葛 書 也 向 之 中 將 八 丈 之 也 一 之 官 門 跡



公卿殿と人の料布を妨侵奪す事  
ありしに、白鹿を以て、因白鹿を以て、  
居を端を以て、遣有るを、以て、是を以て、  
者は、天神地祇の冥罰と畏れ、  
と、なり、十六日は、和歌の、  
尺富披洋以

寄松祝

沖製

ワ此と今日侍るいし、松の枝の  
代々の契を、く、帯て、見せ、  
因白鹿を以て

万代の君、  
千幸、  
副、  
を、  
一

緑木より、  
朝の玉、  
一

法行大願家系卿

緑たつ松の葉、  
こ、  
と、  
よ、  
の、  
君、  
れ

千歳の枝を、  
そ、  
へ、  
う、  
こ、  
を、  
そ、  
へ

少将秀康卿

玉と、  
ま、  
う、  
く、  
初、  
の、  
枝、  
は、  
貴、  
千、  
歳

君、  
の、  
葉、  
へ、  
ん、  
た、  
ん、  
の、  
ま、  
ら、  
ん

井伊氏後忠政

立、  
列、  
る、  
千、  
代、  
の、  
緑、  
の、  
色、  
を、  
そ、  
へ

松、  
の、  
葉、  
を、  
君、  
も、  
へ、  
ぬ、  
ら、  
ん

此、  
外、  
宮、  
の、  
大、  
臣、  
月、  
卿、  
雲、  
客、  
九、  
十、  
二、  
人、  
の

歌とも政多き事なほ波つ披備  
果しくは宴あり洲嶺折撞破子る  
杖、ゆつり山奥を登り一途ハ四方通く  
皆、眼場り退去たり十七、桑葉沖流  
るる、後色く、の捧物全帳簿玉を飾り  
吾皇一宮を一國と誓うさひと云  
交せし十八、還幸又めし、  
其風部ハ新幸の時又替らぬ人々  
新幸の時 徳川家英大和太御を  
秀長卿 羽柴中納言次卿 源四中納言  
秀家卿 清華ハ上り列せらる

尾形ハ勅許のよきこと申へる

大御紀  
外幸紀

京使小田原系若く幸

豊臣因白夷去公九州己平均の後ハ  
天下悉く皆版圖ニ歸一ハ海一統  
堂極せしむる可く獨只國東八州のみ  
相州小田原の小隙割據し、  
恨し、折小糸の系統を尊小田原新幕  
入道長氏とし侍ハ桓武の皇孫として  
北條相模も時改より八代高時入道  
子相模守時行の曾孫新三郎新長

子よ〜母は任勢姉中も奥國の女  
任中西より人となりお威も任よ〜  
任勢と縁もなし遠近家も任勢の弟也又任勢の弟也又任勢の弟也又任勢の弟也  
任勢も奥國の子女も任勢の弟也又任勢の弟也又任勢の弟也又任勢の弟也  
入腹並昭院將軍後松又任中  
次のふり加ら〜任勢と改任  
〜大徳寺龍泉菴の警虎〜  
應仁三年の春京師を離任し去り  
今川五郎入道氏親へ慶軍切を初  
小見り出陣地は任勢も奥國山甲多同今川氏行  
大進等早雲の十七人公も山甲らぬ富士山へ一回又  
切腹けつ失はれ月日あり常の早雲は今川氏親に任勢と改任し  
切腹けつ失はれ月日あり常の早雲は今川氏親に任勢と改任し

明應元年三月今川より富士郡  
下方の云と授任豆藤河坊興五右の  
城を守らるる者同二年九月上旬  
豆州燕心僧と改任し破城を致し  
其上堀城吉平著政將軍の命を改任任豆の  
中將に任せし者子若く九の爲に  
概九七改任しと改任し〜豆州一軍我  
并吞〜此時より任勢を致し水原と  
祿〜同四年二月上宮上杉苗領の重房  
お州小田原の堀を大表治徳も實頼と  
連房〜小田原に移し居城と成る文能  
の頃上杉管領定之と討賜し其子

右京支氏徳より氏席氏改氏屯し  
子代任豆相模武家上卿に仲安房上徳  
に徳此八州を相順一武威を関東よ  
振ひ文よ排塞をも為し武余をも  
輝くふ天正十六年五月関白秀吉公  
より妙音院一踏封は田軍人正富田  
右近衛監を使とく小田原下  
善天の下率七の論よりく陳更  
若干の回く押順一相く終より  
上洛せし胡聘の礼と相さし人倫の  
大道と知さし似きり急きし未洛

一々眾を討ひ下と終下さる氏改  
あり終の執取りぬ氏改近年多病  
よりて玉軍の大事ハ慈母子氏連ハ  
5属一たりとくも近年のり  
八州の政勢を定め上洛せんといふ  
妙音院迄く改者もは氏改山支を  
増も物下は松月もは必上洛せん  
しよよ是二使與吾親を愛も備  
約し小田原を降一駿府へ至  
関白の所領ぬし氏改父子返答のし  
しとく帰洛也

小徳正家  
小田原氏

小田原征伐遺蹟

秀吉公小田原征伐の事、男多し、一ハ  
宍備氏改父子八州を相領し、なほ  
上洛もせし聘礼も引ハさ侍事と懸を  
治ふのみも、漸く去る天正十年、濃  
明、若狭、越前、越中、会を少し、後甲佐  
あま、宍備とせり、一ハは

徳川家より、安多石物と命せらる侍將  
河尻肥前守と相領し、一ハ、河尻の礼を  
静む、龜く、治をハさる、一ハ、河尻疑を  
以て、石物を教へ、逐んとし、一ハは

五人、木暮、徳川家の山仁徳小段

守侍り、一ハ、河尻を討教を此附  
早甲州は、徳川家相領さる、一ハは

小原氏、由人の内色を借く、甲州ハ  
相馬、一ハ、若神子、山、石日、一ハ、山、対陣  
の石氏改、一ハ、安徳、石氏、規ハ、其昔、藤州  
今川、許さる、一ハ、神君と、相交り、を

結進らせ、一ハ、四好より、里、和成と、扱ハ  
甲佐、あまは、徳川家相領し、一ハ、安、上、原

一ハ、由、小原、石、願、と、一ハ、一ハ、一ハ  
徳川家相領君を以て、氏、由、石、方、と

永く一家の親を結んると約——其後  
非君は小田原へ去入無きも、同も  
山和膳湖い——後小原己よ郡内へ在  
り上州の内沼田也

徳川殿御意の真田女房さう願ひて  
未小原より入らぬ早く、志田へ山和  
ぬ——沼田と川合——後——と——徳川  
殿よりぬく後、志田へ進み、替地と  
下さる。志田へ沼田と小原へ授け、と  
山和知あるとも志田共、市へ徳川沼田へ  
我亦裁切と以て、切取き、地之容易と

小原へ、信さん事、思ひも、うらぬれ、  
信州川中流は、上杉系、藤原領の地也、  
某も海防切丸す——是と替地と  
下さる——やと、と、去ぬ、付領は  
中々、山和膳と、系、なる、又、系、勝、し、も  
牙、橋、よ、及、も、き、ん、事、い、く、ち、り、年、免  
先、女、良、は、沼、田、城、小、原、へ、信、を、在、  
替、地、は、進、て、下、さ、る、——と、終、る、是、よ、  
志、田、終、る、取、扱、也、 徳川家より大之保  
志、田、平、家、事、と、云、向、ら、ぬ、山、和、進、討、さ、る、  
及、い、志、田、は、我、在、公、へ、内、包、し、上、杉、より

加勢我將て是を防志田是年是より先未也指し示さすよし 秀吉公其好自ら信く藤吉公

徳川 家と正和隆を今何妙音院

富田隣田也と小田原より使と路

の変小さきま道言の初訊く

疑ひろく 神若は氏屯此年の事

取扱しと執成るるきと守氏規

使とて上路一眾と湖をき小守り

一つは 徳川家より業内とて

柳東柳外布衛柳外義八部と足派らし

氏規急き上路一八月十五日警衆一奇

池邊 一花年中よりは氏改上路すし

池又上州沼田の地は甚す

徳川敵より後き一き物之の木志田

安房今より彼と雖一ととき

小條の女より入られしは何年敵す

也威光を以志田沼田順と氏改方

川海一根も知路を一沼田順

さ一海一路は氏改早上路一

池獨一て今近池川乃罪を敬重し

謝一も一と氏規兵右史中述

たり秀吉公史る 徳川と小條の地境

乃事は我有り、幼くは後日地理に  
詳なる家臣とせしむる高田を以て  
其上より指揮せしむる氏政氏直は  
早に上洛し恩を謝せしむるに任らる  
是は氏規ハ之類に於て厚く謝し  
て之帰国せり九月よりなり小原を板垣と  
江雪舟とを名とせし世沼田順乃を名と  
高田江雪舟は高田の別名なり殿下  
より、種々穿鑿と逐らるるに沼田  
乃内宗久留矣とて、是は志回より、板垣  
の比、是は安とは、志回より、幾し

其の比、是は小原より、下は志回より、と、此は  
さし、江雪舟と高田と、と、此は、一は、氏  
氏政父子明年、十一月、是は、高田と、高  
田と、と、中て、帰るり、利く、天正十七年  
乙丑、是は、移り、ぬ、京より、殿下の、小原  
高田の方より、と、た、高田より、と、  
高田より、高田より、男子、生るる、と、い、高田  
と、高田と、殿下、高田の、珠と、お、い、と、  
つ、き、と、い、此、高田と、中は、昔の、浅井  
備前守長政の子より、高田殿の、高田  
高田より、殿下、高田の、高田、六月、高田より、



府庫を用く年頃始有之。今根  
機帛敷を以て親王直上を直部  
殿上人、法大名を分賜、小母を園白の  
令贖とて、今の世道人は陰矣とてハ  
是なり。又其頃東山の大佛を最道  
せしむるとして天下の巨木大石を百集  
らる。徳川家より富士山より大木を  
捜索して運せらる凡一本の重を千兩  
不備せりとて、尙更に鉄を以て河田  
の事とて、是川に秋のもなりぬ七月  
廿一日富田右近將監津田軍(正)と獲府(

下) 徳川家へ送せしむ

徳川家よりも、柳原康政とて、是降らる  
そ命を納む。む今命は主田昌幸も  
矣、滅せし取扱。奈久田原を預りて  
沿田原一帯を小隊方へ引留せしは、江守秋  
おと、徳丸沼田とては、氏政の弟、安房守  
氏邦と授けり。氏邦、波官を、楮股  
能定、靴巻と云者あり。此者は、鎌倉石大御  
家より仕へ、當り楮股、小年六靴、徳川の後胤  
なり。一、幽年、氏邦も属して、小隊  
波官たり。此楮股、楮の田舎侍たの、

之人より分忍一き者なりとおもふ  
之貴人より沼田順のうち奈久留兵を  
志田の持と別一在事口惜く思ひ  
増難をも願ひ奈久留兵（押家）志田、  
番より甘重き沼田右近を遣ふ一  
之世を押順の志田の仲より大に怒り  
急ぎ之事と並部より沼田より吉云  
以の分横より已去年妙音院富田  
津田赤と彼者より一た時も土月六  
上洛せんと返答一せり今年小引  
沼田と取一後より洛せり以の事

私に奈久留兵と改めり以の分此を最  
きり為とせり譜代せんと思ふとも  
徳川家の能者なりは是道一宮を  
せりなり此は敵をへり以遣り  
巡代を初め一と以り小幡父子と  
あり大に為し石巻古馬物麻呂を  
京より上世氏政父子の遣り洛せんと目  
をく如を傾より氏重石若より上り  
如く此月を属たり時勢治より洛して  
謝一せり一奈久留兵を押順の事ハ  
合く氏政父子を知りては此世鄙の

家人公儀を承へて主君の挙動にて  
 殿下の忠不實と書る條忠入りの連小  
 吉田へ返す要不願一殿下一親同仁の  
 宮室を以て預ひまると陣御を以て  
 殿下怒解やうにた馬助と禁楯  
 氏政へは又々責問の條目と  
先ハナシ  
柳橋物語  
卷第拾

秀吉公條同遣責小條父子之事  
 秀吉公小條父子の表裏の挙動我  
 大よ怒り少し教訓の條目と小條方へ  
 是ハナシとして小條父子を遣責せし其

文よ云

條

一 小條幸直年茂如 公儀不能と書  
 殊於園東何れ我を根藉之條不  
 是謝物可去年て加減罰不  
 馳行大御名家康卿依る御者  
 程く怒望し可い条教と後書は六  
 少治中へ付て公儀に敬使而書る  
 在り少礼中へ云事

一 先年家康とお定条教家康表裏  
 へ書る中へ云事 公儀に敬使而書る

上ハ院同ホ廣口中右布衣云  
信有官家扇之節ホ我々の  
ハ信有ハ如江吾々之平家康  
小條必切之釣鑑之ホ何之  
知其之效ハ甲斐信濃中條  
家康之御志有て中付上兩中ハ  
小條之付ハ中付ハ甲斐  
即家康平付上種沼田ハ廣  
小條不及自力却有家康お邊  
中成者事於左右小條お仕  
遂想ハ中付上種与ハ甲斐於其成ハ

沼田之付上種与ハ甲斐  
持来知月之令二沼田増ハお付小條ハ  
下付之令一小条之付上種  
其中より種与ハ沼田とお付ハ  
沼田右小條之付上種与ハ  
自家康之沼田之付上種与ハ  
小條上付之付与ハ一札出ハ即お付  
上之付沼田之付上種与ハ  
沼田之付上種与ハ

一  
當年極月上旬氏政て改て  
沙流一札進之てハ同之

隼人正富田左近將監河田正清下  
少事

一 沼田要言清丸より右右任一札即  
て徳と与り田舎に如志田お獨り十九之  
の指と取表裏ははらへ使者に取  
正成り對面候公彼彼權口及生害  
物余返送之事

一 秀右若輩に耐孤と成て佐長公  
属幕下男を山神と捨曾と  
海岸と碑干戈を枕と一夜中  
寢風も起る軍忠と已と

戦切と願を御白自中頭若君  
人三名を知らし信と西玉征伐候  
と信月對大敵争雄旗刺明智  
日向光秀以任道に加奉討  
佐長公此浪進と少原派彼表押分  
仰存分不移時刻今居道徒  
光秀伐頭被恩言乞務甚後  
柴田修理之在脇家佐長公に厚恩  
と高身の家と礼一叛逆に奈  
是又今退治と平此外諸國叛者  
討し降者迫しと不属麾下者

就中秀吉一云々表裏不て云々  
いけれ相叶天道者予既舉  
金剛揚高之卷成陸梅則剛  
之信國万機之政始爲氏臣中  
天道之心理對帝郊企好謀何  
不蒙天罰小古誘云巧詐不如  
拙誠不冷善天下逆勅令中一早  
不不加謝伐來歲必携前旆  
令進發了則氏臣首事不不回降  
者也

天正十七年十月廿四日 第百

小栗江景文より

按ててて文親家忠日記裏目由  
志文より他々今作違家より他々知動の  
如く證據金銀より截々如常付の四面目と  
失す侍者なり仍て今は余源の文を  
宜く収めたり

氏改此祭目と増く彼元一と陸奥  
氏輝より白ひ是見らまよ秀吉と云  
様面部より乃の分限を知りて侍  
と云の奇怪さよ彼は元來尾州  
七氏の子なり遠州の地土松平重康

奴僕とてなり杖履振く 踵<sup>ヒ</sup>踵<sup>ヒ</sup>したる  
乃<sup>ハ</sup>その身才覚<sup>ニ</sup>云ふ<sup>ニ</sup> 妬<sup>ハ</sup>たら<sup>ハ</sup>や茶世の  
果報<sup>ハ</sup>や織田佐長の<sup>ハ</sup>血<sup>ハ</sup>系<sup>ハ</sup>と<sup>ナ</sup>り  
木下<sup>ハ</sup>最<sup>ハ</sup>吉<sup>ハ</sup>と云<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>下<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup> 幸<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>侍  
高名<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>や<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>ま<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup> 智謀<sup>ハ</sup>う<sup>ハ</sup>こ<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>戦場  
不<sup>ハ</sup>勝<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup> 勝利<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>増<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 佐長<sup>ハ</sup>不  
死<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup> 西室<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>大將<sup>ハ</sup>よ<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>ま<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>  
羽柴<sup>ハ</sup>龍<sup>ハ</sup>象<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>なり<sup>ハ</sup> 軍<sup>ハ</sup>くの<sup>ハ</sup>大敵<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>なり  
な<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup> 佐長<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>明留<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>為<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>戦<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup>  
世<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>終<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup> 毛利<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>初<sup>ハ</sup>睦<sup>ハ</sup>加<sup>ハ</sup>勢<sup>ハ</sup>と  
と<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 切<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup> 佐長<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>仇<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>報

と<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup> 光秀<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>代<sup>ハ</sup>亡<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup> 佐長<sup>ハ</sup>の  
子孫<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>ち<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup> 佐長<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>孫<sup>ハ</sup>者  
と<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>討<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 織田<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>長<sup>ハ</sup>龍<sup>ハ</sup>田<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>腹  
切<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>や 天下<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>こ<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>物<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> ち<sup>ハ</sup>民<sup>ハ</sup>の  
名<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>以<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup> 関白<sup>ハ</sup>太<sup>ハ</sup>政<sup>ハ</sup>存<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>終<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup> 海<sup>ハ</sup>と  
并<sup>ハ</sup>吞<sup>ハ</sup>せん<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup> 暴<sup>ハ</sup>悪<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>怒<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup> 乙<sup>ハ</sup>日<sup>ハ</sup>本<sup>ハ</sup> 岡<sup>ハ</sup>崎  
此<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>未<sup>ハ</sup>常<sup>ハ</sup>有<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>なり<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 饒<sup>ハ</sup>彥<sup>ハ</sup>の  
末<sup>ハ</sup>世<sup>ハ</sup>なり<sup>ハ</sup>とも 天照<sup>ハ</sup>大神<sup>ハ</sup> 春日<sup>ハ</sup>大明<sup>ハ</sup>神<sup>ハ</sup> 延<sup>ハ</sup>寶  
く<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> ち<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 神<sup>ハ</sup>必<sup>ハ</sup>なり<sup>ハ</sup> 神<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>道<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup>  
の<sup>ハ</sup>永<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>世<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>保<sup>ハ</sup>変<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup> 今<sup>ハ</sup>ん<sup>ハ</sup>や<sup>ハ</sup> 秀<sup>ハ</sup>吉<sup>ハ</sup> 天<sup>ハ</sup>皇<sup>ハ</sup>  
に<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup> 関<sup>ハ</sup>東<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup> 自<sup>ハ</sup>滅<sup>ハ</sup>亡<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>招<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>との<sup>ハ</sup>こ

みよ〜長陣〜兵糧を兵糧たむ  
 むと足張〜我洞練〜大軍と以て  
 一戦と追拂〜八ヶ岳の中村物と九ヶ岳も  
 安〜若平維盛と頼朝卿と追討せん  
 為道〜系より下り水多の羽吉と跡さき  
 帰た〜と回〜と血弾〜とあさみ愛  
 者向国白は相春必中陣追討る〜とと  
 ともや流石〜軍令と下されたり

東春因東陣出軍役事

- 一 五畿内での役事
- 一 中込並軍兵への役事

- 一 自坂至尾州での六人役事
- 一 水田をて六人役事
- 一 遠坂之甲佐此女多とて七人役事
- 右軍役〜色を用意不可有地は東春

三月一日秀吉令出陣者也仍出陣

天正十七年己丑十二月十日秀吉立判

長米大就大脚改家と熱より〜と〜  
 下より十人軍門より法皇代官軍の米  
 二拾万石法皇表裏あく船と積のせ  
 駿州口尻法水の色〜名岸〜彼地よ  
 前倉より若干播造〜積蓄又甚か



伊勢尾張三河遠江駿河六甲國の  
糧米を合三方ありて買入らむと云ふ  
小田原表へ運漕せしと弱俗さる  
是より先又大谷刑部少輔吉健を鎌倉  
不使せし也 新徳孫時徳と大谷といふ是國紀有  
徳年石田三成時得せしといひ  
氏改父子年來朝廷と茂如し  
朝聘を終めて能く又因白殿下と款子  
ありしなり 修く追討せんとせらるると  
しとも 氏忠は 駿河大御家家臣の  
少将きり也 首創りて忠に追討せし  
せらるる 加波赤澤驕能の挙動を以て

不臣の事あり己より今は排敵の才一  
なりは唯表は殿下御馬しと氏改  
父子を謀せし事んとす 於首を急を  
而たりし事なり  
神君此言の如く條父子胡余小短の  
遠祖の源光原一事もあり 氏忠を  
諫る 知氏忠八傾取忠をせしとも 氏改國恩  
よして文は某の詞を以て氏忠も  
某の中を順孝せば父は遠く某の  
詞は長んとも中難しと けしと云ふ  
氏改先水と悔り帰順の志を以て

ちの付、某歳きよも、殿下寛仁の公法  
を預ふへしと思へとも、氏政又予  
愚昧の心と改悟せむ、不臣の志を  
改へたりと見へ、私の縁を以て天に  
公法を曲ん事は、天命之為身、寸分小  
似そり、今は免自の支辨を、（亦）  
此の某順至、（亦）秀の事、（亦）是れ又  
之後を甲佐、（亦）乙の軍勢を以て  
以んよを初へしと、（亦）道吾小及、（亦）是  
亦是れ、大吾吉徳、（亦）長と、（亦）三備り、（亦）其  
ヤ、（亦）是れ、（亦）因白大又、（亦）悦み

神君より、十二月朔、（亦）駿府を去る備へ

（亦）編年、（亦）九日、（亦）大坂より、（亦）高尾路へ、（亦）此時、（亦）因白

大坂より、（亦）おたへ、（亦）今是れ、（亦）小田原征伐の

少軍、（亦）減備へ、（亦）上へ、（亦）京都と、（亦）山崎、（亦）駕

を、（亦）十八日、（亦）駿府より、（亦）帰ら、（亦）此、（亦）酒井

宮内、（亦）森、（亦）家、（亦）次を、（亦）より、（亦）之を、（亦）駿

甲佐、（亦）乙州の、（亦）軍勢、（亦）明春、（亦）早へ、（亦）之、（亦）集、（亦）き

今を、（亦）ら、（亦）（小徳元、  
金孫、  
基元、  
記、  
澤、  
澤、  
編、  
年、  
）

小田原城中軍減へ事

天正十八年、（亦）庚寅、（亦）正月、（亦）二日、（亦）相州、（亦）小田原

城中より、（亦）是れ、（亦）氏政、（亦）氏直、（亦）父子、（亦）治、（亦）岩、（亦）元、（亦）左

合一之改事始詳定之とす  
也。是毎月二十七日の毎日詳定乃  
或曰はるゝ故之今日集會せ尚宗徒と  
之月、評勢備中も定宗大和と相論  
情親松田屋儀も定宗、四肥後も定宗  
山角上卿介定方、少室系揚屋も、長元  
山角能平も定宗、若賀備前も、徳下  
安氣豊前も、正季、板野、是江、雪次、担之  
各、評儀、一々も、相も、主君、上、居、時、事  
事、を、固、白、懐、り、も、尚、書、付、必、征、伐、  
有、一、し、く、去、年、法、皇、一、檄、文、哉、

下され、数万の大軍、從、從、之、く、二月  
初、より、は、京、都、の、お、濟、せ、り、と、同、卷、の  
記、津、く、ま、り、尚、家、は、此、の、一、つ、箱、根、山  
大井川、赤、の、切、木、を、斬、り、防、戦、の、用、を、も  
せ、り、若、岡、卷、の、流、の、や、り、な、ん、と、は、  
尚、家、の、危、急、存、亡、此、時、を、り、急、き、に、會、決  
と、激、さ、り、一、し、く、京、都、より、法、皇、に、  
頒、布、せ、り、一、檄、文、の、旨、并、し、由、り、を、  
頼、宗、運、膳、の、風、統、亦、並、に、進、退、法、を、氏、政  
氏、重、是、を、少、り、未、初、も、あ、り、尚、不、松、田  
尾、張、也、付、居、亦、言、り、一、檄、く、り、今、は、各、の

中さ向く知も一理なりは遊むをれふ  
当地は京より遠く遠く遠く遠く  
大井川の險難を要害とし様寇者  
不敵の暴怒しし根東征と思立  
是地揃々芥と云ふのやう昔も平相  
徳盛の頼朝卿義興を揚々しと討  
込さんと堀河三徑中將維盛は十  
余騎を逃し下さし高士侶の  
多の相害は終る所たり又是武  
年中にも足利等持院將軍の戦新田  
義貞と年指し及つ義貞因東

攻下さるは此の戦皆赤橋を屯て  
各段竹下並攻奪らるし竹下此  
大牧しし漸く意(外)上り是偏小地の  
利を得たるのみ終るは昔より玉の法弱と  
論する小見本を以て因東八州小對  
又八州を以て武將相模は對を以て  
今八州は皆苗家の山分由地の理云別法  
凡日か又府を並る者も一は様面部  
上方の弱兵は勝濟を利小宗苗家の  
堅甲利兵重虎万里のお邊と知らぬ  
若様面部攻下らぬ此方は小冠者

棒一本授て只々下る白布は文より  
不足もゆゑさ所懸一又軍糧も狭州  
すゝゝ澤瀉をさるとはげやもしくも其  
慮實分切ぢしは其の察するは豫知  
詭謀を第一とをさすは計のこころの  
風流といふは及小藤父子曾て上居せん  
其の上居然川を源より一八州の地を  
削り獲りし属せんとの謀畧と意あり  
凡そ眼はお違ふへふいと云伊勢備中も  
是を少く意あり中さゆゑ不潔少くは  
とも来不存は是より更なり秀吉の事

す及下る乃やまは苟よも中居せ一  
一云を愛せんとこそ己は九州征伐の  
軍勢も三十万と取りぬ定て今自  
國東登白も大軍成へ一山河の險地を  
難めしゝも大軍よ切不なり一此も海川も  
一回は押寄は防戦の例をへゝゝ  
其付敵の生面となり又攻付らむて  
降し来せんよりは只今先水と極く  
眾を討一 徳川殿を於て幾度も  
礼を蒙り仰解まはす如願安堵の形に  
なうゝき  
徳川殿の治とハ秀吉も

蓮中せむと承る幸は氏直公ハ其年  
 若ク之ヲ討ちては 徳川殿もなしと、  
 愛味一ノ事ノなきニケル若  
 徳川殿一向は河内入給せん。はけり  
 成納せむと云事有へふ以てましとしと  
 是水直智と侍り一戦せしめんと  
 其人は氏直公は小田原の本城を圍め  
 うひ氏直公は島馬取り、平岡路より  
 守り沼津の城を攻めし、本陣と  
 せずとも、西宮守氏想陸奥守氏輝  
 兩將を先とし、富士川を隔る

故と河内一戦しりや又は之流  
 以徳と云らる者、沼川を隔て草加原  
 へて取捨と一戦を侍りん時ハ碓  
 輪は、長途を歷たり、万兵、重々、堅固  
 さきと、敵より和睦を言ひん、其直  
 山思案をて流し、と、其直は一燈  
 の岸、皆けぬ、むなり、と、回急むると云  
 尾張守は、此を擧ぐ、大に怒り、伊勢も、  
 中、さあ、下は、大軍、と、思案、味方、の、地利  
 兵、の、強弱、も、兵、さあ、似たり、又  
 九州の軍と、其直の軍と、一回、平

海せん八思魚濱きよ河ふ其や古俗  
小も天の時足地ノ利より此地の利ハ  
人ノ初より此とを地ノ利と云ふ九州其  
多しといふも西ノ割地ノ將士多し  
方こそ碁時此を地ノ棟梁と云ふ將  
士一其地又九州ノ名は不和も是は  
我ノ地ニ給へき理なり若九州ノ  
ノ將士多し其一人の官令  
を守ふは横面御ノ奸智詐謀を  
巧し目也とも容易平均ハ地ノ利  
東國は是より其地ノ八州ノ將士

小陸敵ハ人八州ノ將士は皆自家令  
和岳あり地ノ利は日本一ノ山河ノ  
險固と將士あり是人和地利又九州  
ノ軍と同日より海を廻るは  
今又 徳川敵を戦ふは口惜き事  
なり此や 徳川敵ノ彼官となりし  
志田と同心させ沼田順とは此方(金)を  
そ留地とす 徳川敵よりおさ  
めは皆小陸家ノ仕業なり此の如く  
仇せし事を捨てるは徳川と皆せん  
彼人と頼海人より作りし和を知らる

似きりとも中拂く一府と立は居候  
とも者免くく云とももなく其日の  
評席は退教たり

山中並山翁城用意之事

此後是小田原城中一防戦の事云  
とのもなく兼て連戦の事云  
大名人も暇以る春の心付やと  
此の日記今日春雨の心付く  
是れ又又秀吉公とや一節山翁の  
風流見事の中軍留つ只今押寄  
其時と云えより鳥の飛立きり

騷動斜なる宿元人とも集り先日  
松田の大元は實の忠公とも思ふ  
敵とやいとも味方とやいとも執事と  
防戦の用意こそ重要なり  
伊勢山々用山並京赤の者先氏政の茶  
あくる未君は知らぬさしや秀吉  
大軍とてとや京師を遣致さ  
風流なる味方緩くして合戦  
用意と申く事已急ぐも一切不  
新寨を設け暇も許さぬは是れ  
乃場く一節九軍兵と翁を款と



謝すくは叶ふ所一堅よりか  
加へ給へともきは氏改父子を成し  
誓き防戦の洋定り先箱根山中の  
城より回下海谷津といふ所を以て  
要害を設く山中は元より松田居居り  
甥松田右左衛門清重此輩源より  
今更上方の大军を以て清重防らん  
よは清重より小勢よりは叶ふべし  
とてお別甘繩の場又中條に於て  
氏勝より官宮豊前守宗俊朝倉能と  
宗俊と長保如勢とせし此氏勝は

右忠直氏禁よりいふ如は氏勝の  
女は是は氏改よりは甥なり三月  
廿日氏改父よは氏勝宗俊宗俊乃  
之人を召かへ今有京師より秀吉大軍  
よき攻下内との風浪より山中は  
京勢も多の城を是は最末に防て  
叶ふぬ味方の持城丸が大事の城  
なり信より氏勝并西人を加勢とて  
城を堅固に築城し軍忠を所と  
是をさし氏勝より無氏乃刀宗俊より  
小吉乃刀宗俊より回下海谷を授け

氏改をくく之人へ令へきハ汝未之  
改年ノ部切は今自山中の一軍  
以り揮く汝即ちへくは將松田  
清秀は小勢也くは汝未之人知勢を以  
能く忠義をへくと有り言官康俊を  
君所も心と方へりくは應へん某  
今ノ以ん程は城と敵は皆をへん  
以と初涼く中拂て是をす相倉能登  
其席をば退かへ遠行はく列能の  
張士へ言ふくは中へは山陰救代ノ  
山陰も亦は如ぬ今はとも滅亡原き

あふさくく山平城は要害と清向は  
墨壁を令へん大軍城川清て防  
る事城は水也くは取へ一獲四倍也  
是くは後よ討死せへめらる今又して  
治事もくは有くく小條家の改事追軍ハ  
遊道のみくく百村町人追上と然欲者  
若干有り是皆松田屋長也くは清俊と  
氏改公ハ父子は自へくはて改道混乱  
あふくはくはくは是は小條と止む者  
疾者も水也松田くは取有る熱く  
そ家滅亡の時を是は清俊若菴と

滑く改持を弄し忠臣の居跡とあり  
をさけらう故に家格古法は改り  
廢るも新法苛政ハ此の坊益を迫く  
今川氏志は之痛責を寔にその  
家を破り武田勝頼は長坂陣ゆき  
一々之由我身ハ是中ハ之を我眼  
下ハ見ざる事なり今松田の村也  
思ハやらざる事なり先日伊勢守  
中ノ事由津ハ由、一き忠臣也  
松田説被、時日と延川、今け期  
及ハ俄に若と補理、城壁を修理

之れは賊を以て縄を以てし歎とそ  
矢を矯るとしハハやく我山中ノ  
すとも生死いとも定難、但  
養ハ者ノ知死と運又交、存亡我  
天運に任せんとも云、退きり  
二月十六日上州、榎林の陣日小幡  
氏親と小田原ノ百々、氏政父子  
對面、今百豊、兵大軍、  
東山、改、尚事、虚、此ハ氏親ハ  
亘州、並、山、種、城、一、款、ハ、峰、先、我  
控、手、衝、と、折、謀、畧、を、預、入、知、之、當、家、ハ

安房此時より只後氏親の智恵と  
倚頼を頼みたりと然れども  
此後氏親少くも少後取らぬ只今して  
益なりと云ふも氏親は先より上居りて  
和睦の契約調へきりて付早に上居  
りて少後世早に公千辛万苦して  
調へ切らぬといふを失はさるん  
少計思ふてせしむるは少後世倭奸  
乃松田屋隈よりを智を謀り調へのみ  
位目一よりい出居りと遠くけらるる  
は危難小及きりせしむるは伊勢

備中ちう調を用ひ終ひ

徳川殿と一向は難を罪を謝しなり  
々々の事なりと及ぶ備中きりなり  
軍兵の大率松田一人は要領一終り  
也(将率七氏)と然れども合めは  
合戦は備中よりしむるは備中  
なりと云ふも氏親は先よりおわすは  
其人は後より少後と云ふは少後  
小條氏を頼みたりと云ふは存亡哉  
秘授と云ふは某一人なりん能は  
遊山場と云ふは馬蹄しを備中くは

中切之退之は天晴わ〜きて武將  
クヤと見ゆノ輩一感せぬとの言り  
あり

小田原留持口配分之事

小田原房吉氏 邦は武州秩形乃  
場と云ふ 新嘗ノ辰氏邦 小田原ノ瑞地屯  
家世ノ辰氏邦 小田原ノ瑞地屯 夫の  
氏 邦は氏康ノ三男 齋名虎寿丸  
是より先武州秩父郡岩田天神山一名  
乃場と云ふ 岩田七郎佐重利上乃岩原の  
孫と云ふ 上乃止一後小田原ノ属  
小田原安世一虎寿丸と云ふ 新嘗

氏 邦と名を云ふ 氏 邦後ノ安房  
不 改め 岩父重利死一居場と曰郡  
横瀬の根七郎ノ後也 此所 富山二部  
重忠 渡生乃地と云 榎下乃川 哉  
産川と云 重忠ノ産湯ノ目一丸乃  
名と云 此所 要害第一乃地  
也 是れも 源山と云 村屋と満徳河  
也 是れも 長尾ノ玄入道ノ重忠  
小倉郡 瑞形乃場と云 其具一々安と  
居場と云 今今と云 瑞形と云  
防哉 せんと 家元井上三河守 武吉次

上総秋別 沼村迄の之上の紀ノ下軍兵  
 數千名を又粘股能宅に屯す者小幸古  
 能守は秋父能漸の後虎の是の城  
 とて大のちを是はワブラ良田村を  
 城切く柵とすり城を造要害家安設  
 秋父山中の内日虎城は沼防部を以て  
 郷士と居く守るを根古原の城は沼也  
 照之河邊是河變る甚子古馬助守るを  
 守り此城は甲州より小借水ての忠路  
 なり是は 徳川將甲州の由分しとて  
 一書は押入事取らんとしてとて 最初より

人殺と名を用心すは此由より小條の由  
 小田原よりは城は八州の人殺と名を録め  
 燕降の由は軋城を握回一書上より  
 七居と名を三橋とて門城迄其使は  
 促く心とて一は能守を切持口の者には  
 先宮城時只六東時山室山珍の之城に  
 松田尾港守憲秀 信濃守憲秀 武州松山城に  
 上田上時介朝廣 政康八郎安 上総王万在城に  
 七坂右系吉史頼春は徳島小倉城に三川  
 豊原守由信 回東合城に福清伊知守  
 脇原同相馬城に芳賀保吉守能可

安房由乃正本之在東山正以下其勢  
部合一万三千人湯石口は相州の  
千葉新田重胤の幼弱也一名代として  
原武部大楠胤成上之繼刑部八千金時  
下之繼鶴巻城之 樽津隼人依以憲因若  
城之原田中勢大楠改費木竹鼻口一書ハ  
武州八王寺城之山條陸奥之氏輝一書ハ  
是は氏原の次男なり因忍の城之  
成田上之繼長氏有子長長長一孩  
依原之長繼胤前之長照相州苗之城之  
苗之豊後之國又十部之世壬生城之

壬生上之繼介繼房上之繼居川城之居川  
山城之原照子勢部合一万三千人又  
新田只武州岩槻城之太田十部氏房之  
緒方の勢二千余時流之とて一む  
此氏房は氏改の二男也太田原房之  
資正之樂高入道之とて一む  
と譲り一之之地はとも回之とて一む  
は山崎山崎城之小原山崎氏忠  
千七百余人とて一む  
氏忠ハ氏原の  
子男とて一む  
依北條氏之元家徳の家とて一む  
なり  
早川只は五州之倉上州原橋善

三指のこ小糸女等の佐氏光 佐氏光は佐氏光の孫と云は  
佐氏光の孫と云は 二千三百金并少くは佐氏光ハ  
氏康の六男之右様子輩は上州倉賀野  
場も倉賀野に在る本郷場日本郷  
宮内九幡白井場も小見小郷統取城之  
高瀬統取も八百金并なり小田原増小條  
五代九捨余年の上指送兵四万六千金并  
右倉羽田市川雁南高井小幡小の軍勢  
を此入る糧米玉葉小田原倉庫一寺  
八州の場も軍勢を籠る後指の没  
兵糧運漕の計策何不足なり又

三州の海には下田と清水と西介正合  
江戸孫侍も相違と籠田子の器ハ山本  
信濃も守を獲別岳徳寺は上陸七郎  
氏者又内蔵大和と流く守もせたり  
此氏者代氏政の口男なり刻の如く  
も配給ひ、京勢返り、よきと侍居  
きり形勢後は知らぬ先也、くく  
見、よき守もさきとも同東中と安房の  
里見は馬以義宗共常陸の佐竹  
此州の守都宮能備中は内、京都、  
色款一敵下上と白河は幾切を願ふ





十古系部を後一廿五、後府より若  
くは是より先 神君の心の方相日姫若  
大改創心不豫の事より後々部よりより  
雲楽の口懐より後々を後々よりより  
懐よりより此十四よりより此年八月八  
とよりより此年八月八日此年八月八  
秘よりより長八此年八月八日此年八月八  
東福寺より幕りよりより南州院殿と  
後よりより 文昭院殿代正徳元年 此節  
神君より 長丸君子より此節よりよりハ  
因白我願心法曲を信まんとの心

ちる趣いと信らん此年八月八日此年八月八  
此年八月八日此年八月八日此年八月八日  
道橋を信らん此年八月八日此年八月八日  
三日より 因白自筆の法書と信らん  
法書を信らん此年八月八日此年八月八日  
於て人より所賢宗神の心と感  
者、因白は今夏お別れの心法儀代のため  
因東へ道後せらるるよりより 二月朔日  
糸也よりより絶たる吉例を起し  
前刀城揚り終り又お陣の連歌百韵  
無よりより後分は鉛已



軍令十二ヶ條終りて是れ教令也  
なり者も是れ是なり人氏ノ煩耶  
早申比倉庫力一ノ高降一十日  
後州長官ノ城ノ中ニハ心動座  
極威也也是也若ん巨州ノ倉  
ノ小隊奮出氏民光ノ軍勢又  
城也并ノ大敵長門多日某  
舟ノ大石戦後也亦塔ノ城  
小田原ノ近佛守関白付二月十日  
吉田ノ高降也也高降一  
徳川家ノ一様ノ餐魚也也十日

此所を逐致せしむんとす一ハ  
何系能新速改連日ノ西流情を  
心馬馬一ハ一ノ也一ハ一ハ  
少百軍法一ハ一ハ一ハ一ハ  
少是は後一ハ一ハ一ハ一ハ  
海ノ思急いんと向移一ハ一ハ  
小軍ノ事成一ハ一ハ一ハ一ハ  
川と海さんとととと人馬溺死  
一ハ一ハ一ハ一ハ一ハ一ハ  
風流せし故ノ心一ハ一ハ一ハ  
心懐中者一ハ一ハ一ハ一ハ

山 徳川家もはよく人々  
之日常留せし十九日関白已に駿府  
乃昔又若くし下り石田治部少輔之成  
高又殿下の岸より口交せ

徳川は山陰と縁者なりいふやうに  
有んも計略一甚極へ語り給へんハ  
謀拙きと似せりと云殿下忽下  
疑心と生し智達滞せし法則長政  
大咎吉徳心々是付勿論也  
徳川殿と於て文と沼謀とへは  
色々取持けし府城と云ふ事

山海の珠玉吾に一兵に一寺  
山内食魚少く殿下も悦み女日  
神若は長産坊より府城よおし  
殿下は中村面河の女云く留りて  
女七下は又長産を侍り合侍りの  
太刀藏者代の姿と云く沼は之殺持  
ちて若く先子の徳大衛山陰にて  
浮流々承せし事湯也一城故者  
数輩は首首を名小姓に女を  
不<sub>レ</sub>おし世を承けしと云ふ事

備の事、在風流と云へ、雖く良書  
の書い、るも、吳形、又、怪事、と、云ふ、と  
せ、と、云う、廿八、も、は、固、白、徳、大、將、と  
具、一、と、云、北、の、要、害、を、巡、一、の、し  
者、向、く、氏、改、父、子、定、て、大、軍、よ、く、  
駿、豆、の、境、よ、お、く、お、烈、愛、治、戦、河、所  
趣、き、と、思、い、の、分、文、よ、お、軍、の、形、勢、も  
河、よ、さ、き、は、い、さ、由、河、も、計、畧、も、事  
よ、や、と、法、將、不、審、一、者、向、く、免、前、を、食、  
長、陣、也、と、云、一、と、洋、城、を、固、白、と  
少、石、一、我、も、左、根、よ、思、へ、と、云、

徳川大納言、よ、は、尚、付、比、倫、也、も、軍、畧、の  
智、識、定、く、流、人、よ、戦、者、付、計、畧、河、  
一、と、云、一、吾、軍、法、と、云、んと

神君と拓、く、諸、大、將、也、と、云、

徳川殿、吉、今、よ、後、き、一、智、畧、の、名、稱  
者、う、と、い、し、も、此、城、攻、の、計、畧、よ、於、て、ハ  
別、又、思、ふ、も、一、き、又、此、也、と、私、語、合、く  
居、た、る、也、  
神君、向、く、せ、り、は、固、白  
大、又、此、也、今、尚、城、攻、よ、於、く、

徳川殿の智畧、指南、を、於、り、り、と、云、  
法、大、將、也、  
徳川殿、い、ち、ぢ、る、奇、計、を

中書十々々也とく々煙を吞く侍居  
出さり 菱田紀屋  
栢崎時保

改正新撰風土記卷第廿六終

愛知 県



1103264606